

掛川市立大須賀中学校

# PTA総会資料

令和6年度

テーマ

「志を高く」持続可能なPTA活動



【「若駒祭」令和5年度 赤団2年生の長縄跳び】

- 1 議事  
第1号議案 令和5年度PTA活動報告  
令和5年度PTA会計決算報告・監査報告  
第2号議案 令和6年度役員選考報告と承認  
第3号議案 令和6年度PTA活動計画  
令和6年度PTA会計予算  
第4号議案 PTA会則ならびに役員選出等に関する内規改訂について  
※削除した箇所は見え消し、追記した箇所は**ゴシック太字**です。
- 2 その他  
(1) 保護者申し合わせ事項



# 第1号議案 令和5年度 P T A活動報告

テーマ「磨き合う P T A活動」

方 針	本 部	美 化 部 会	厚 生 部 会
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ P T A活動の計画・実施について、調整推進を図る。</li> <li>○ 目標達成のため会員相互の連携を深める。</li> <li>○ 学校施設・設備の充実強化に協力する。</li> <li>○ P T A活動を地域活動の一環として、常に地域社会との連携をはかる。</li> </ul>	10(月)新日本部会、常任委員会②19:00 (総会の確認) 21(金)授業参観・懇談会 書面議決によるPTA総会 下旬/P T A地区別会員数調査	8(月)美化部会19:00 20(土)1年親子奉仕活動 卓刈り7:30～回収9:00～10:00 24(水)若駒祭参観	○行事等への応援・協力を図る。 ○明るい挨拶ができる環境づくりに努める。
	5月 下旬/P T A地区別会員数調査	8(月)美化部会19:00 20(土)1年親子奉仕活動 卓刈り7:30～回収9:00～10:00 24(水)若駒祭参観	24(水)若駒祭参観
	6月 19(月)常任委員会③19:00 実行委員会②19:30	24(水)若駒祭参観 ※あいさつ無し	1(木)あいさつ運動開始
	7月		
	8月		
	9月 4(月)常任委員会④19:00		
	10月 2(月)臨時実行委員会19:30	2(月)美化部会19:00 22(日)3年親子奉仕活動 卓刈り7:30～回収9:00～10:00 29(日)予備日	2(月)学校保健委員会
	11月 2(木)悠然祭参観	2(木)悠然祭参観	2(木)悠然祭参観
	12月		
1月 9(火)常任委員会⑤19:00 9(火)実行委員会③19:30 15(月)常任新引継会19:00	引継書作成・引継	引継書作成・引継	引継書作成・引継
2月 29(木)1・2年会計監査16:00			
3月 11(月)新本部会・理事会①18:30 19:00 5(火)3年、P T A会計監査16:00			

◆年間を通して、全てのP T A会員参加による「あいさつ運動」を実施

# 第2号議案

## 令和6年度 大須賀中学校 P T A 役員一覧(案)

### < 本部役員 >

役職	役員氏名	地区	自治区	年	組	生徒名
1 会長	高橋 英生	第一	南番町	2	C	大樹
2 副会長	野中 弘明	第二	松尾町	2	C	優子
3 副会長 (女性代表)	関谷 夕佳	大淵	野 中	3	A	奈七子
4 横須賀第一地区長	乗松 浩美	第一	大谷町	3	C	美洸
5 横須賀第二地区長	柴田 樹里	第二	西田町	3	C	清大
6 横須賀第三地区長	大石 景子	第三	沖之須	2	B	陸斗
7 大淵地区長	大鐘 伸彦	大淵	岡 原	3	C	想

### < 地区代表 > 理事会19:00~19:30

役職	役員氏名	地区	自治区	年	組	生徒名
8 横須賀第一地区代表	鶴田 智子	第一	川原町	3	B	絵南
9 横須賀第一地区代表	宮崎 安理	第一	柏 平	3	A	凜
10 横須賀第二地区代表	谷 雅子	第二	松尾町	3	A	幸子
11 横須賀第三地区代表	鈴木 絵美	第三	川原崎	3	C	文
12 横須賀第三地区代表	名倉 宏子	第三	西大淵	3	A	由奈
13 大淵地区代表	中井 悠	大淵	中新井	3	C	柚花
14 大淵地区代表	田中記代子	大淵	藤 塚	3	F	珠羽

### 「副会長→会長」「副会長 (女性代表)」の選出順 4地区ローテ

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
横須賀第一地区	副会長→ 副会長女	会長 副会長女	副会長女 会長	副会長→ 副会長女	会長 副会長女	副会長女 会長	副会長→ 副会長女	会長 副会長女	副会長女 副会長
横須賀第二地区		副会長→	会長		副会長→	会長		副会長→	会長
横須賀第三地区				副会長女	副会長→	会長			
大淵地区長	会長	副会長女 副会長→	副会長女 副会長→	副会長女 副会長→	副会長女 副会長→	副会長→ 副会長	副会長 副会長	副会長女 副会長	副会長→ 副会長

### 会長・副会長以外の「地区代表」の選出数

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
横須賀第一地区	6	3	3	3	3	3	3	3	3
横須賀第二地区	8	2	2	3	3	3	2	3	2
横須賀第三地区	7	3	3	2	3	2	3	3	3
大淵地区長	10	3	3	3	3	3	3	3	3

※第一4名、第二3名、第三3名、大淵4名の選出の場合



## 第4号議案

## 掛川市立大須賀中学校PTA会則改訂(案)

※ 役員の選出方法変更に伴う一部改訂について

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、掛川市立大須賀中学校PTA(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、大須賀中学校内に置く。

(目的)

第3条 本会は、学校、家庭及び地域の協力により、本校の教育振興と生徒の健全育成を図るとともに、地域文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 教育に関する研究及び調査に関すること。

(2) 学校及び関係機関への協力に関すること。

(3) 会員相互の親睦に関すること。

(4) 団体払込制度の運用に関すること。

(5) その他本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### 第2章 組織

(組織)

第5条 本会は、次の者を会員として組織する。

(1) 本校生徒の保護者

(2) 本校の教職員

(3) 本校区内に居住し、本会の趣旨に賛同する者

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名(校長1名を含み、うち1名は母親代表を兼ねる。)

(3) 書記 3名(教職員2名を含む) **事務局(教頭)**

(4) 会計 2名(教職員1名を含む)

(5) 部長 若干名

(6) 副部長 若干名

(役員の選出等)

第7条 役員の選出方法および職務については、別に定める。

(役員の職務)

第8条 副会長は、会務を統括する。

第2条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第3条 書記は、庶務に従事し、総会、常任委員会及び実行委員会の議事を記録する。

第4条 会計は、本会の会計事務に従事し、次年度の総会において決算報告をする。

第3条 母親代表は、地区PTA連絡協議会母親委員会に参加し、地区PTA母親代表との連絡調整を行う。

第6条 正副部長は、実行委員会における専門部会を運営する。

(役員の任期)

第9条 役員は、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第2条 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでその職責を負う。

### 第3章 会議

(会議)

第10条 本会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 実行委員会

(4) 専門部会

(総会)

第11条 総会は、全会員をもって構成し、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

第2条 総会は、会長が招集し、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

第3条 通常総会は、書面表決とする。

第4条 総会資料の表決は、書面表決書提出者の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決する。

第5条 総会資料による表決では、

(1) 事業報告及び決算の承認

(2) 役員及び会計監査委員の承認

(3) 事業計画及び予算の決定

(4) 会則の制定及び改廃

(5) その他本会の運営に関する重要な事項

~~(常任委員会)本部会は、役員をもって構成する。~~  
第12条 常任委員会本部会は、会長が招集し、会議を総括する。

2 常任委員会本部会は、次に掲げる事項を所掌する。

3 常任委員会本部会が作成した事業計画案の承認に関すること。

(1) 実行委員会本部会が作成した事業計画案の承認に関すること。

(2) 総会資料提出議案の作成に関すること。

(3) 実行委員会理事会の委任事項の処理に関すること。

(4) (3) その他本会の運営について必要と認める事項に関すること。

~~(実行委員会)理事会は、役員本部役員、地区代表実行委員(各地区代表委員をいう)及び奉校教~~

職員校長、教頭をもって構成し、実行委員会内に専門部会を置くものとする。

2 実行委員会理事会は、会長が招集し、会議を総括する。

3 実行委員会理事会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 事業計画の実施に関すること。

(2) 特別部会の設置並びに運営に関すること。

(3) (2) その他委任された事項に関すること。

~~(専門部会)~~

第14条 専門部会は、会長が委嘱した者をもって構成する。

2 専門部会は、部長が招集し、会議を総括する。

3 目的を達成する為、必要に誌じた専門部会を置く。

#### 第4章 会計

(会計)

第14条 本会の経費は、会費、その他の収入をもって、これに充てる。  
2 会員は、会費を納める。ただし、常任委員会本部会において免除を認めた場合は、この限りではない。

3 会費の金額は、毎年度予算をもって、これを定める。

4 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第5章 会計監査

(会計監査委員)

第15条 本会に、会計監査委員を置く。

2 会計監査委員は、PTA役員及び保護者から2名を選考委員会において選出し、総会において承認を得る。年度末に会計監査を行う。

3 会計監査委員は、当該年度の会計を監査し、結果を総会において報告紙面報告する。

#### 第6章 慶弔規定

第16条 会員、生徒に弔事があった場合、相当の弔意を表す。

2 基金はPTA会計による。

3 弔事は以下の額によりその意を表す。

項目	金額	備考
会員	10,000円	
生徒	5,000円	花輪または生花

4 本規定により受け取った金品に対して、返礼をしないこととする。

#### 第7章 雑則

(委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が本部会及び理事会に諮って定める。

附則	この会則は、平成10年4月28日から施行する。
附則	この会則は、平成17年4月22日から施行する。
附則	この会則は、平成18年4月28日から施行する。
附則	この会則は、平成19年4月27日から施行する。
附則	この会則は、平成22年4月24日から施行する。
附則	この会則は、平成23年4月21日から施行する。
附則	この会則は、平成31年4月19日から施行する。
附則	この会則は、令和2年4月28日から施行する。
附則	この会則は、令和3年4月23日から施行する。
附則	この会則は、令和4年4月22日から施行する。
附則	この会則は、令和5年4月21日から施行する。
附則	この会則は、令和6年4月19日から施行する。

## \*令和5年6月19日 第3回常任委員会での校長提案内容

＜令和6年度以降のPTA組織及び活動＞

校長

生徒数は年々減少してきており、昨年度302名の生徒が本年度は283名、来年度は266名、7年後の令和13年には167名まで減少していきます。それに伴いPTA会員も減少していくため、10年後を見通したPTA活動及び組織に変更していく必要があります。

本年度の本部・常任・実行委員のPTA役員は34名で、約8人に1人の役員選出率13%（PTA会員数261名）でした。そのため、今後は役員選出率を20人に1人の5%まで引き下げたいと考えています。そして、PTA役員数の削減だけでなく、組織や活動内容も精選し、持続可能なPTA活動に変更して行きたいと考えています。

変更内容につきましては、下記にお示しさせていただきましたので、本年度PTA役員の皆様からの御意見をいただき、変更内容を修正し最終決定していきたいと考えています。よろしくお願ひします。

### 1 PTA役員人数の削減

＜常任委員＞

R5 10名

副会長2名、書記1名、会計1名、監査2名、

美化部長1名、美化副部長1名、厚生部長1名、厚生副部長1名。

R6 2名 ※8名の削減 「常任委員」→「本部役員」

副会長2名

※書記・会計・美化部・厚生部は廃止。

監査は前年度会長と副会長の2名に依頼

＜実行委員＞

R5 23名

美化部14名、厚生部9名

R6 11名 ※12名の削減 「実行委員」→「地区代表」

※美化部・厚生部は廃止し、地区の代表として選出

※「地区代表」の人数（P会員数×0.05 小数点は四捨五入）

「大須賀第一地区（R6P会員78名）」から4名

「大須賀第二地区（R6P会員52名）」から3名

「大須賀第三地区（R6P会員52名）」から3名

「大淵地区（R6P会員79名）」から4名

地区代表役員数に正副会長3名を含む

※「地区代表」11名から4名の「地区長」を選出

「地区長」は各地区から1名（大須賀第一・二・三・大淵）



## \*令和5年6月19日 第3回常任委員会での校長提案内容

### 2 P T A会合への参加者数の削減

<会合>

- 参加人数 31名から14名に削減 ※17名の削減
- 会合 「常任委員会」5回 → 「本部会」4回  
「実行委員会」3回 → 「理事会」4回  
※「本部会」のあと「理事会」を開催  
※本部会 7名（正副会長3名・地区長4名）  
理事会 14名（本部会7名＋地区役員7名）

### ○会合時期 R5 R6

- 第1回 4月 4月 ○総会と1学期の活動
- 第2回 6月→8月 ○1学期反省と2学期の活動＋新役員選出依頼
- 第3回 9月→12月 ○2学期反省と3学期の活動＋新役員決定
- 第4回 1月→2月 ○3学期の反省と新役員との引き継ぎ
- 監査 春休み→3月7日（木）15:30～
- 会合時間 <常任委員会>19:00 → 「本部会」18:30  
<実行委員会>19:30 → 「理事会」19:00

### 3 P T A活動内容の削減

美化部・厚生部は廃止し、理事14名を中心に活動を縮小して継承。

<P T Aあいさつ運動>

- ・厚生部は廃止するが、あいさつ運動は継続して実施。
  - 3年) 6・7月 → 1学期初めの4月上旬から
  - 2年) 9・10月 → 2学期初めの8月下旬から
  - 1年) 11・12月 → 3学期初めの1月上旬から
- ・計画は学校（生徒指導主事）が作成。全P T A会員が年1回対応。  
<親子奉仕活動>
  - ・本年度同様に年2回実施。1年) 5月、3年) 10月→9月上旬毎  
8月下旬
  - ・担当は1・3年部職員＋教務主任

### 4 学校職員の担当

<R5>

- 6名（校長＋教頭＋  
教務主任＋学年主任3名） → <R6～>  
3名（校長＋教頭＋教務）
- 事務局 教務主任 → ※3名削減  
事務局 教頭 →
- ・美化部 → 教務主任と該当学年主任が担当
- ・厚生部 → 生徒指導主事が担当

保護者の皆様へ

令和6年4月19日

大須賀中学校PTA会長

## 大須賀中学校PTA保護者申し合わせ事項

日ごろ、皆様にはPTA活動に御協力いただき誠にありがとうございます。さて、本校PTAでは、「家庭教育の役割をもう一度よく考え、いろいろな誘惑や悪から子供たちを各家庭で守りましょう」という趣旨で、「保護者の申し合わせ事項」をつくり、各家庭での指導の指針としています。

各家庭よりいろいろな御意見があるかと思いますが、何卒、保護者の皆様に今一度、御理解と御協力を願います。

### 記

- 1 当たり前に挨拶が飛び交う家庭環境を作りましょう。
- 2 早寝早起きさせ、基本的な生活習慣を身に付けさせましょう。
- 3 家族そろって朝ご飯を食べて、元気に一日をスタートさせましょう。
- 4 家族の時間を大切にし、親子で話し合う機会を多く作りましょう。
- 5 よいことは大いにほめ、悪いことはきちんと叱りましょう。
- 6 テレビ・ゲーム・通信機器等は、使用時間を守らせましょう。
- 7 インターネット利用に関する家庭のルールを、子どもと一緒に作りましょう。
- 8 社会のルールやマナー、学校のきまり、家庭の約束などをきちんと守らせましょう。
- 9 その他  
(1) 我が子にも、よその子にも積極的に声を掛けましょう。  
(2) 長期休業中は、生活が乱れやすくなったり、子どもが著しく変化したりするので、子どもの行動には注意しましょう。  
(3) 不審者や不審車両を発見した際は、学校や交番に連絡をお願いします。  
(4) 最近、ネットトラブルが多発しています。【学校・家庭で安心・安全に活用できる環境を整えるための解説動画 (<https://youtu.be/ww-1W5w1af8>)】を、学校ホームページに掲載してありますので、御覧ください。

担当 PTA事務局(教頭)  
電話 48-2561